

令和7年度

# 公共事業の事後評価書

(水産関係公共事業の期中の評価)

令和8年3月

### 1 政策評価の対象とした政策

事業評価（期中の評価）は、次のいずれかの時期及び要因に該当する次の事業地区（全19地区）を対象として実施した。

- ①事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業（地区）
- ②事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業（地区）
- ③事業採択後10年を超えて継続中で、直近の期中評価実施年度から5年経過した事業（地区）
- ④漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた事業（地区）

区分	事業名	事前評価実施箇所数
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	2
補助	水産物供給基盤整備事業	13
補助	水産資源環境整備事業	8
補助	海岸保全施設整備事業	3
	合計	26

### 2 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した期間

本評価は、水産庁において、令和8年3月に実施した。

また、直轄特定漁港漁場整備事業については、北海道開発局長が対象事業の実施方針案を作成し、水産庁長官へ報告することとしており、その報告に基づき評価を実施した。

各事業区分の評価担当部局は、地区別期中評価書（別添1）の一覧表のとおりである。

### 3 政策評価の観点

本評価においては、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、漁業情勢、社会情勢の変化等について点検し、総合的に評価を行った。

各事業地区の評価の観点は、地区別期中評価書（別添１）のとおりである。

#### 4 政策効果の把握手法及びその結果

政策効果については、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じた政策効果を定量的に測定・把握した。その結果は、地区別期中評価書（別添１）のとおりである。

#### 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価にあたっては、水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会を令和８年３月に開催し、当該事業の実施の妥当性について、専門的見地から意見を聴取し、検討の結果、事業の継続が妥当である旨の意見を踏まえ、評価の客観性及び透明性の確保を図った。

また、直轄特定漁港漁場整備事業においては、北海道開発局が事業を実施する地区を対象とした北海道開発局事業審議委員会を令和７年１２月に開催した。

なお、水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会の委員構成は、（別添２）のとおりである。

#### 6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、地区別期中評価書（別添１）及び水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会の資料である。

また、直轄特定漁港漁場整備事業については地区別期中評価書（別添１）及び北海道開発局が事業を実施する地区を対象とした北海道開発局長が作成した実施方針案である。

上記の（別添１）、水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会の資料及び議事要旨及び北海道開発局長が作成した実施方針案については、水産庁ホームページに掲載している。

別添１：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/hyouka/index.html>

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会における資料及び議事要旨

：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/gizyutu/index.html>

北海道開発局長が作成した実施方針案

：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/hyouka/index.html>

なお、本評価に関する問い合わせ先（事業主管課）は、（別添３）のとおりである。

## 7 政策評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区において、事業実施の方針を次のとおりに決定した。  
具体的な評価結果については、地区別期中評価書（別添1）のとおりである。

事業名	評価実施箇所数			
	継続	中止	休止	計画の見直し
特定漁港漁場整備事業	2			2
水産物供給基盤整備事業	13			13
水産資源環境整備事業	8	1		7
海岸保全施設整備事業	3			3